

事 務 連 絡

令和5年4月28日

保護者の皆様へ

青梅市こども家庭部こども育成課長

加 藤 博 之

保育所等における登園のめやすについて

日頃から、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。また、各御家庭において実施いただいている新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対しまして、重ねて感謝申し上げます。

4月27日に開催された厚生労働省の専門部会において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日から5類感染症に移行されることが正式に決定しました。正式な通知がきていないため詳細については不確定でございますが、保育所等における「登園のめやす」について以下のとおり改正が見込まれておりますので、お知らせするとともに、5類移行後も登園にあたり下記のとおり依頼させていただきます。

記

1 登園のめやすについて

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の登園停止期間は、発症日の翌日から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまでとされております。保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合でも、お子様に感染はなく、良好な場合は登園できる見込です。

2 5類移行後も御家庭においてお願いしたいこと

お子様の体調が普段と違う（発熱、のどの痛み、倦怠感等）場合は、保育園をお休みしてください。その場合は、原則、体調が回復（発熱の場合は、解熱後24時間以上経過）した後に登園させてください。

3 その他

本通知の内容は現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があります。

以 上

<問合せ先>

青梅市こども家庭部こども育成課保育・幼稚園係、施設給付係

22-1111（内線）2147～2149